

響きあう声：オーラル・ヒストリーの可能性

——「事実」確定と歴史文書：タイメン鉄道におけるコレラ患者「射殺」事件を例証に——

中 尾 知 代

はじめに

I 日本側の資料

II 英国側の記録

III 軍法会議の記録と、口述・回想録との相対化
まとめ

はじめに

本稿ではオーラル・ヒストリーの実践例として、第二次大戦中、タイメン鉄道建設途中で起こった一つの事件をとりあげ、それに関して記録された文書資料・口述資料を整理し、口述の可能性と、そこから逆照射される文書資料の特質について考察する。

本稿で扱う事件の概略は次のようなものである。1943年6月23日タイメン鉄道中部において、コレラが発生したキンサイヨーク収容所から154キロ収容所に連行されたジェフ・エルヴィッジ（ケンブリッジ連隊初年兵）が翌日に病の症状を呈した。鉄道隊藤井中尉（42年9月赴任）が彼をコレラと疑い、始末を朝鮮人軍属に命じた。軍属は撃とうとして躊躇した（一説では撃ち始めた）。アーガイル・サザランド高地連隊（英国軍スコットランドの部隊。英領マレーにて日本軍と激戦後、43年タイメン鉄道に連行される）のイアン・プリムローズ少尉とロバート軍曹がその場にいたが、プリムローズが代わりにエルヴィッジを射撃し、遺骸は焼却された。中村泰俘虜収容所長が藤井の命令を問題視し、俘虜情報局長から東條陸軍大臣に報告され事態の追及が下命された。プリムローズ、ロバーツ、藤井がタイのカンチャナブリにて軍法会議にかけられた。参考人の日本人軍医3名が患者は銃撃時にすでに死亡していたという説を支持したため被告は無罪、藤井は日本に更迭された。戦後、中村はBC級裁判において、コレラ患者事件の処理に鑑み情状酌量が推奨されたが、

鉄道建設現場での捕虜の死者・病者の総合責任をとわれ、46年に処刑された。プリムローズは80年代に死亡したが、連隊の戦友仲間ではピストル自殺との噂が共有された。

筆者がそもそもオーラル・ヒストリーの実践を開始したのは、83年に学問としての「オーラル・ヒストリー」の概念に接し、同時期に日本に対する英国軍人の強い嫌悪感に接したことが契機となっている。その後94年から準備を始め、96年から98年に集中的に、さらにその後継続して元捕虜・ビルマ軍人他に対して聞き取り調査を行う過程で、しばしばこの捕虜射殺事件を耳にした。一例をあげれば「日本人は、本当に残酷で、まっこと非効率のだった。捕虜を何度も撃ちまくって、あまりに撃ち方が下手でちゃんと殺せない、みかねて捕虜の仲間がピストルを取り上げて、撃ってやったんだ」などである。「日本人」でなく「コリアン・ガード（朝鮮人軍属）が撃った」といわれる場合もあった。しかし彼らの発言は「何も知らぬ日本人に、残酷を知らせてやる」といったトーンを伴い、具体性に乏しかった¹⁾。そのため、筆者は「集合的記憶・凍結した物語」、口伝で拡散し定着した日本軍・日本人の行動様式に対する捕虜側のパターン認識の一例とみなしほぼ忘れかけていた。しかし、2003年冬、熊本のある地方局の方が、中村氏の日記・陸密電報・裁判記録を携えてコレラ事件の調査協力の依頼にあらわれ、筆者は資料の発掘・読解・口述調査を行うこととなった²⁾。本件は「戦場の憂鬱」というタイトルで、テレビ局の視点で番組として作成されたが³⁾、筆者はその後調査を継続した。またこの事件についてはわずかにその存在を永井均が論文注で触れているが（注15参照）、事件全貌の詳細を再検証した先行研究は存在しない。関係者が処刑され、日本側公文書もコレ

ラ事件を「詳細は関係資料焼却により不明」⁴⁾と処理し、陸亜密の電文もビルマ戦線の戦況報告のみであり、軍律裁判記録も所在が不明だったことも理由だろうか。今次の調査で発掘した SEATIC（東南アジア尋問翻訳センター）の翻訳は英国の公文書館でなく、電報同様タイに存在した。英国側には一定の聞き取りはあるが、東南アジア戦線は「忘れられた戦争」で研究も少ない。元捕虜のコレラ患者の記憶はあるものの、言語的障壁で日本側記録の解読・調査ができない。捕虜も自らの経験を語るに口が重い。日本でも、BC級「戦犯」の洗い直しは日本の戦争・植民地責任の否認と混同されやすい。BC級容疑者だった人は辛い経験から口が重い。政治的とされ歴史研究者が敬遠した側面もある。大枠としては、日本・西洋・東洋の史学分野区域が三地域を含む第二次大戦の問題の研究を困難なものとしている。歴史学が「生きた」資料すなわち生存者がまだいる研究を「歴史叙述」として認めぬ姿勢や、口述への信頼度の低さも影響しているといえよう。

口述の重要性を認めるにせよ、異文化間の聴取には困難が伴う。ジェスチャーや婉曲表現も多く、アクセントが階級や地域で異なる。また英国での聞き取りは古典や諺、口語・文語表現が多く総合的に理解するのは容易ではない。フィールドワークでの対面調査、録音と書き起こしは、体力・経済力を要し、かててくわえて、特に当時敵として日本と戦った人々や日本軍の行為の被害者と対面することにはストレスが伴い、人種ポジションも関係して強い精神力が必要である。これらの事情が、オーラル・ヒストリーによるこの種の事件の解明を困難にしているひとつの理由だといえよう。

以下本論では、第Ⅰ章において日本側の文書資料及び口述資料を、第Ⅱ章において英国側の文書資料及び口述資料を、最後に第三章においてタイに残されていた軍律裁判記録を用いて、そのズレを含め、ホログラフィのように浮かび上がる「コレラ事件」の全貌に迫る。同時に、公文書の言説構造の分析や口述から観察される、文化史・構造史・有機的な個人史をみつつ、オーラル・ヒストリーの価値について考えてみたい。

I 日本側の資料

1 日本側公文書と食い違う証言

先に述べたように、戦後俘虜情報局が敗戦後に作成し占領軍に提出した「泰緬鉄道建設ニ伴フ俘虜使用状況調査」にコレラ事件の記述があるが、それは占領軍の追及をかわし日本に不利にならぬよう配慮したナラティブで統一された「公」文書である。

「第四章 建設間生起せる不詳事件 第一節 死体汚辱事件

昭和十八年六月某日鉄道第九連隊第二中隊長陸軍中尉藤井潔は俘虜「コレラ」患者一名（死亡者）を俘虜の戦友をして防疫上の顧慮より射的させる事件発生。泰国駐屯軍軍法会議に於ての公判に附し之を無罪とせるも本人に対しては処置適当ならざるところにより所属部隊指揮官に於て最大限の賞罰処分に附したり。陸軍省に於ては更に之を停職処分に附し其の職を免し内地に帰送せしめたり。本人所属の（伏字）連隊長に対し建設指揮官は之を懲罰処分せり。細部の事実は関係書類焼却の為不詳」（下線は中尾。以下同じ。旧字・旧仮名遣いは新字・現代仮名遣いになおした）

「死体汚辱」⁵⁾、「コレラ患者一名（死亡者）」⁶⁾「射的」の表現に殺人の印象を回避する試みがみられ、藤井の行為は「防疫上の顧慮」だと説明し「最大限」の処分が強調される。「関係書類焼却」は、憲秘総第261号、憲秘庶第377号の両通牒の内部命令「書類整理・秘密書類焼却に関する件」による。

試みに、英国側に現在残る記憶と照合してみよう。A・マコーミックが記録した目撃者の将校（以下、A将校）の口述は、筆者がしばしば聞いた口述に近い。

この男はコレラにかかっている、僕らとは分けられた。ジャップは彼を、テントから連れ出して樹に座る姿勢でもたせかけた。ジャップは20ヤード（約18メートル）離れて、彼を撃ち始めたが、気もそぞろで拳銃はあちこち揺れ動いていた。プリムローズは病人を訪問していて、テントからでてきてこの様子を見て、何が起っているのかを聞いた。ジャップが昏睡に

陥った男を、こともあろうに「コレラが広まるのをとどめるために」撃てと命令したとわかった。トージョーの甥といわれている日本の司令官からの命令だった。監視員はものすごく震えていたので、彼の息の根をとめるまでに何発も撃つだろう。だからプリムローズは拳銃をとって、樹の後ろに行き、6インチ（約15センチ）かそこら離れたところから撃った。ジャップは、それからなんと彼を殺人の罪で訴えたんだ⁶⁾。（中尾訳）

日本軍の振る舞いに対する驚き、矛盾に対する怒りが感じられる。以下、日本—英国—タイに残る記録と口述を比較してみよう。そこここに食い違いがあるが、それぞれの視点と観点が明瞭になる。

2 日本側の記録

公文書はすでに触れたので、回想録・日記・口述の順にみてみよう。まず中村・藤井それぞれの立場・感性を記したものがある。中村とチャンギ監獄で最期の時期を共にし、彼の処刑の前の覚悟を遺族に書き送った永友中佐（俘虜収容所タイメン鉄道第三分所ビルマ分遣所長、絞首刑）の遺稿集に、甥がまとめたコレラ患者に関する一文がある。防疫上の理由があったこと、英軍の二人の将校が自ら申し出た点、中村の俘虜厚遇が記される。

コレラ病に関連して英人俘虜射殺事件があった。それは八月中旬、俘虜が瀕死の英兵患者を担架に乗せてターカンウ地区の鉄道中隊本部に担ぎ込んで来た時に起こった。この中隊の担当区は中隊長が厳正な防疫手段を講じ、疑わしい者を近づけなかったため、模範地区といわれるほどコレラ患者がなかった。そこに運び込まれたこの患者は疑わしいものの一人であり、死の寸前で呼吸をしているかどうか不明だった。中隊長はこれをコレラ患者と疑い、ほぼ死んでいるのだから、命を絶ってすぐ死葬にふそうとした。その時英軍の二人の将校は、形式上同胞の手で処理したいと申し出て、英軍少佐が患者の眉間を撃った。するとこれを聞いた俘虜収容所長中村鎮雄大佐承知せず、かりに死は決まっていたにせよ、一応軍医の診断をへない前に独

断で処理するときは違法であり、かつ人道蹂躪であると主張し、俘虜待遇に関する日本将兵の猛省をうながしたのであった。その好漢中村大佐は（1947年）二十二年三月チャンギー刑場に消えた。

英人射殺事件について、泰駐屯軍司令官中村中将は参謀長山口少将を判士として、現地軍法会議を命じ何回か開かれた。だがコレラ患者の生死が証拠不十分なので、三名の被告は無罪となった。ただ中隊長だけは行政処分によって免官となった⁷⁾。

一方、藤井の属する鉄道隊側からは当然ながら、藤井に共感的・弁護的な筆致の資料が残る。樽本重雄（6年の刑）は、鉄道隊の一部の人間が俘虜を鉄拳制裁したことを非難しつつ、人道・非人道の是非が「戦争ではないか」という感覚で麻痺した例としてコレラ事件に触れる⁸⁾。

こう云う当時の雰囲気象徴するような一つの事件が、キンサイヨークに於て起こった。その鉄道建設を担当していたF中隊長（藤井——中尾）が、コレラの俘虜を撃ち殺したと云うのである。話に聞けば、俘虜の軍医も立会い、絶対に助からぬと云う診断なので、F中尉は、その軍医に自分が所持していたピストルを渡し、撃てと言ったらしい。その軍医が射ったのか、或は軍医が拒絶したので、F中尉みずからが射ったのかは知らないが、とにかく、その時、コレラ患者の俘虜一名は、F中尉のピストルによって、幾時間か死期を早めたのである。このようなF中尉の仕打に対しては、かねて、鉄道隊の強引さをこころよからず思っていた俘虜収容所は、猛然と、反抗の氣勢をあげ、まもなく、公然たる問題となって、F中尉は、軍法会議に起訴されるかどうかと云う所まで行った⁹⁾。

伝聞に基づくが、「俘虜の軍医が診断した」という点において、「軍医の診断をへない前に処分した」という、俘虜収容所側の言い分と異なっている。俘虜の疾患（熱帯性潰瘍・ペリペリ、赤痢・疫痢）に加えてコレラの防疫は焦眉の急であった。俘虜の口述や回想によると、コレラにかかる数時間で身体の水分が蒸発して骸骨のごとくなり、元気に喋って

いた者の目が急に「ガラスのように」なり数時間で死亡する。当時タイメン鉄道で文官として働いていた諸星達男はコレラの猛威と遺体の焼却を、「あれは地獄、地獄だった……」と表現した¹⁰⁾。樽本はさらに、上層部の「人道観」に対する藤井の感慨を記している。

その間、軍としても、ぐずぐずしていて、F中尉の進退処分は容易に決まらなかった。陸軍士官学校を出た気鋭のF中尉の生涯を俘虜一名のために台なしにしてしまうには忍びないと云う感情も強かったし、F中尉自身としては、少しでもコレラの蔓延を喰いとめるための必死の処置であって、不当なこととは思えなかったし、既に苛烈を極めている建設のさ中に、今更実情とは違った人道論を振りまわされるのが心外であり、ひそかに軍の上級指導部の一貫しない態度を恨んでいたようである。あれ程、軍人及び軍隊に愛着を持っていたF中尉が「もう俺は、軍隊は嫌だ。」と語ったのも、この真近い将来への不安の中、尚、鉄道建設作業を続けていた時であった。バンコックへも、幾度か呼び出されたが、結局、起訴されずに、内地へ転任になった。……私としては、F中尉のやった行為は、過激だとは思うけれども、だからと云って、彼を単なる殺人犯人と考えることは出来ない。彼には彼として言分があるだろうし、その言分は、冷静に当時の状況をよく理解する人には充分通ずる……¹¹⁾。

これらの記述は、当時鉄道隊に所属していた清水寥人の『小説 泰緬鉄道』の記述と酷似している。清水は、俘虜の軍医がいたとし、軍医が助命嘆願したが藤井がきかず銃を置いた。それをみて、俘虜将校が銃を押し戻して拒絶したが、結局「あなたに殺させるわけにはいかない！」と銃をとって外へ走り出、患者の眉間を撃ったと記す。ある程度の詳細さから、清水も認めるように資料にもとづいているのは確かだが、「なお多くの虚構はある」という。だが、上記の2つの記述が、ある程度、この小説（とそれの基になった資料や伝聞）と共通するため、双方に影響があったと考えられる¹²⁾。

3 日記・準公文書——上層部の認知構造（認知意識）——

では俘虜収容所側の人間は、どう行動し、考えたのか。遺族が保存している中村鎮雄大佐の「夢日記」の処刑直前までの本人の記録には、判決について「(1946年) 12月3日 火 雨 絞首刑ニ処ス但シコレラ俘虜射撃事件ニツキ退職セシメラレタルニヨリ裁判所ハ減刑ヲ請願ス コーチ検事又減刑請願運動ヲナスコトヲ通告セリ」とあり、「安心セヨ」といわれたと記している¹³⁾。BC級戦犯の口述書でも、「自分が俘虜に親切にしすぎたので、職をはずされたのだという感覚を抱いている」と供述している¹⁴⁾。中村がとりあげたコレラ患者の一件は、正式な報告書として提出される前に口伝で東條陸軍大臣の耳に届き、彼の「人道意識」に触れ、調査が下命されたことが、「金原摘録」に記されている¹⁵⁾。

「(昭和18年) 9月1日
(俘) ビルマ泰面鉄道建設に働きある俘虜にコレラ患者が発生したところ鉄道五連隊の某中隊長は伝染の虞あり焼殺せよという。射殺しても良いという。病人は殺さぬ様にと嘆願したが毛布をかぶせこれを射殺したという風評があり驚いておる。(大臣) 人道上から国際法上からも事実としたら言語道断だ。即刻調査せよ。軍務局長やれ」(注：俘＝俘虜情報局長 大臣＝陸軍大臣東條)¹⁶⁾

嘆願、毛布、焼殺など、一種人情世話物の調子の報告となっている。俘虜に「無為徒食を許さず」軍事目的使用を推奨した東條が、哀訴する病人の焼殺・銃殺は「人道上・国際法上」問題であると認知したのである。後にみるように、調査に基づく軍律裁判ゆえに、日本人は〈非人道的・残酷・矛盾した行動を行う〉の印象をかえて英国人に残したわけだが。

4 戦中の陸亜密電報（タイから日本に移管）

その後の経緯は、タイ側で保存され焼却を免れた陸亜密の機密電報が、英訳され、中村大佐処刑後に占領軍側に提供された資料から、ある程度辿れる¹⁷⁾。最初のものは、発信元が南方軍総司令官・義団法務官で、宛先は陸軍副大臣（軍務局長）であり、9月

1日の局長会同後にさっそく問い合わせがあったと推定される。9月2日付けで迅速な対応をする旨の打電が日本に送られる。南方軍総司令官は「この事件が起きたときには報告がなかった、8月10日に南方軍からと泰俘虜収容所長から口頭で報告があった。わが軍はただちに厳正なる調査を命じた、本件は人道上と国際的信条からも誠に遺憾である」(中尾訳)とある。これは「人道上から国際法上からも事実としたら言語道断」との東條の言葉をそのまま反映した感がある。電報は続けて、軍医ら専門家の意見を求め、患者はすでに死亡のゆえ殺人の証拠不十分、軍法第403条に基づき無罪にした旨が通知された。だが藤井少尉をさらに厳罰に処するよう強い言葉が付記されている(10月13日)。理由はコレラ患者がすでに死亡していたとしても「死んでいたかどうかを確認することを怠り撃つことを命じた」からである。10月14日付けの最後の打電では、俘虜情報局長のもとで俘虜関係者を全員集め「人道的な扱いと国際信条」を訓示した旨記している。鉄道建設のスピード期間といわれるこの時期までに俘虜の大半が死亡し、労働力は決定的打撃を蒙っている。この後、遅きに失したとはいえ俘虜病院・慰霊碑が作られ、生き延びた俘虜らはまた別の場所に移送された。

5 口述で浮かび上がる^{ラヴィグナラフラー}有機的な像

それにしても、通常、国際法の認識は薄かったとされる日本軍(俘虜情報局長官は例外だが)の配属下、しかも工事の完成予定が赴任2ヵ月後の8月(後に10月に延期)で焦りが広がる中、鉄道建設完遂・戦争勝利という全体のエコノミーよりも、一人の人間の生死に中村がこだわった素地は何によるのか。赴任直後(6月20日赴任、24日エルヴィッツ銃殺)の事件で、俘虜収容所側と鉄道隊側の軋轢も契機だろうが、彼のひととなりと知識も一役かっている。子息の口述によると、中村鎮雄は第一次大戦後在郷軍人であったが、「大東亜」戦争(第二次大戦)開始にあたり、お国のために仕えたいと奉職を依頼し、比較的高齢(当時60歳)のため泰俘虜収容所長職を奉職した。中村家は細川藩に仕える士族で、鎮雄の母は細川の主君筋の乳母でもあった。彼は第一次大戦時には満州で参戦し、ジュネーブ条約の知識

をもっていた可能性がある。さらに、次のような情景もある。

「親父がタイに行くということをきいて、兄息子である尚雄は心配して、ありとあらゆる国際法に関する文書などを持ち帰って、親父に読ませていました。ですからね、ジュネーブ条約などもある程度知っていたと思うんですよ」¹⁸⁾

兄息子は、当時九州帝国大学(九州大学)の法学部に在籍し、六法全書ほか法律関係の文書を持ち帰り、父親の出立前に心得をブリーフィングした(当時の法学部の教科書には俘虜保護の記述がある)。彼は法学部を出た後、軍医を目指して医学部に再入学後、長崎で被爆死したが、医学的関心から、彼が父にブリーフィングした際に、病人のケアが重視された可能性は高い。中村が武家の道徳心を重視し、病気の俘虜射殺に反応したことは納得がいく。日記や遺族の口述によると、戦犯容疑のかかったおりに、身を隠すことを勧められたが、俘虜に対する人道的な扱いには、コレラ患者の件やナコンパトムの病院設立を行った実績から一定の自信もあり「事情を話せばわかってくれる」と出向した。出立の準備の間に語った内容が、子息の記憶と口述に残ったわけである。

*

現在の時点で判明するタイメン鉄道と第二次大戦の全体像から眺めれば、殴打死や極度の栄養不足・病気がもたらす俘虜の大量死が中村の視野に入りえたとはいえない。裁判記録の供述によれば現場視察は2ヵ月に一度で、コレラのひどかったビルマ側には鉄道開通後しか交通の便はなく視察は開通後である。俘虜の過酷な状況に関して「嘘をついていると思わないが、聞いたこともなくにわかに信じがたい」と中村は述べている。実際、一人のコレラ患者にこだわった中村に、現場からの実態報告がなされたかは疑念が残る。報告すれば工事の停滞は予測されるし、中村のいた位置(カンチャナブリ街の本部は、山やジャングルなどにより鉄道のそれぞれのポイントから遮断されている)での実態把握は難しい。俘虜軍医によれば、日本軍の上官視察の際は、状況が急に整えられ俘虜に対する厚遇が演出され、労務者の現場は見せていない¹⁹⁾。

赴任5日後の26日付けではまだコレラ患者射撃の件は聞いてなかったと考えられ、俘虜の病気の多さについて「遺憾であり「病は気から」だ、健康を害して仕事が出来ないのは日本では恥とされる、日本帝国軍の一部としてよく励め」という趣旨の檄文を収容所全部に出し、俘虜ダンロップ軍医を辟易・絶望させている²⁰⁾。着任直後の実態把握は無理であったともいえようが、往時の日本軍を覆っていた精神主義、医療面・兵站（食料のロジスティック）面での認識の薄い軍風を反映している。日本語でいうならば「しっかりせよ」則ち日本流の哲学で頑張れというメッセージであったのだろう²¹⁾。

藤井はどうか。彼は戦犯容疑者の召還者リストに載り、確実に処刑されると思われたが行方が知れず、不公平と考える者もいた。藤井はすでに世を去っているが、菅野による消息は以下のようなものである。

戦後会いましたけどね、「私はこれで助かりましたよ」といって、こうして（手を広げる——中尾）親指がないんですよ。凍傷で……ソ連に抑留されていたからみつからなかったんですよ。……（コレラ患者のことは——中尾）英国の俘虜が、自分から銃をとって撃ったんだといっていましたよ。でも自分のおかげでコレラが少なかったといっていました²²⁾。

ソ連が抑留者名簿を公開しなかったゆえに藤井は助かったのだ、という。菅野も、藤井を処分することに違和感は強く、陸軍士官学校の意識からも、藤井氏の処分に対しては上層部に抗議にいったという。藤井は中村よりは9カ月先に赴任したため、鉄道のスピード期間や死者の多さも認知はしている。東條らの「人の道」意識の総合的な把握の限界——ビルマ戦線からの火急のインパール作戦とコレラ蔓延の関係性が彼には見えていないこと——も藤井にはわかっていただろう。ひとつの事象を点として認識するのみで、点と点をコンテクストや全体像と連関させて理解しようとししない上層部の姿勢に対し、藤井側のやりきれない思いも納得はされる。

II 英国側の記録

次に英国側の記憶と記録の残り方を検討し照合を試みよう。

1 日記・回想録

軍医将校ロバート・ハーディの日記に、約1カ月後の日付で、この事件に関する淡々とした記述がある。

コレラが多くのキャンプで発生しているようだ。ロングボトムが聞いたところでは、キンサイヨークで最初にコレラの症例が出た際に、日本軍司令官は、非常にこれに危機を感じて、その男（英国兵）をただちに撃って埋めないといけなと述べた。この命令は実際には朝鮮人たちによって執行され、その件について現在ターサオにおいて尋問が行われているということである。……（殴打で死んだ英国人に対する「殺人」という死亡報告書が無視されたことに対して——中尾）私たちのここでの経験によれば日本人は自分たちに都合の悪い記録は変更する²³⁾。

この事件は、タイムン鉄道経験から通訳永瀬隆との〈和解〉に至る経緯を描いて戦後50周年に出版されて賞を受けた、エリック・ローマックスの回想録で「共有記憶化」された。彼はスパイ容疑で、43年10月に逮捕され、他の5名とともに骨折・水責めの尋問後、カンチャナブリで軍法会議にかけられた²⁴⁾（うち2名は尋問中死亡した）。以下、少々長く引用する。

獄吏の一人がわれらにある日いうところでは、私たちのいる囚房に前にいたのは捕虜で、プリムローズというスコットランド人だということであった。獄吏によると彼の制服は、まるでスカートがついたようなもので、仲間の捕虜の殺人で起訴されているということであった。私たちはこのキルトをつけたスコットランド人の兵士にいたく関心をそそられ、できるかぎりの危険をおかしてでも看守から聞き出そうところを見た。それからわかった話はその後、監房や収容所のネットワークを巡るひとつの伝説となった。その噂はあまりにも奇妙だったので、かえって本当なのであろう。プリムローズはアーガイルとサザランド連隊の少尉で、1943年（昭和18年）半ばに、鉄道の遙か上部にいた。日本人はタミール人の労働者を送り込んだが、彼らは常のごとく、まったく奴隷のきわまったもの

のように扱われ、飢えさせられ、酷く扱われ、毎週何人もが死んでいくのであった。コレラがタミール人収容所で起り、日本人の鉄道管理部は、この疫病を喰いとめる新規な方法を編み出した——病気の犠牲者を射殺するという方法だ。

ある一人の英国人の捕虜がこの疫病にかかり、収容所から離れたところのテントに移され「処理」を待っていた。プリムローズはたまたまテントのところにおり、ちょうど二人の日本人看守が熱を出した兵士を樹のところに運ぶのをみた。看守は明らかに神経質で能力がなく、捕虜をただ怪我させるだけで、その痛みを不必要に長引かせるのは明らかだった。プリムローズはライフルをつかんで取り上げ、患者の心臓をただ一発で撃ちとめた。そして、この行いのために彼は殺人の罪で問われているのであった。私はこの後、プリムローズがどうなったかを長い間気にかけていた。彼らはプリムローズを、この愛に基づいた暴力行為（his act of loving violence）のために処刑してしまったのだろうか。私は何年もプリムローズの決断力と共感に魅了されていた。この件は、私たちの状態を自らの同胞を殺さねばならないという地点にまで、日本軍がどうおとしめたか・狭めたかという点で象徴的に思えた²⁵⁾。（中尾訳）

43年10月時点とその後の伝聞の総合体だが、冒頭であげた口述・日本側記録と細かなところで幾つかの食い違いはある。冒頭のA将校の口述とは、実際に発射したかという点で異なる。第二に、「コリアン・ガード」（朝鮮人軍属）か「日本人」かとの疑問が残る。両者を混同したり全体をジャップ呼称する者もいる。だが、射殺（焼殺もだが）をむごいと考えたこと、同胞に射殺させて殺人罪に問う矛盾について英国人の感覚は一致している。日本側が、藤井の俘虜射殺に怒り、人道と国際法に基づき正式に裁こうとした行為が、日本人の〈矛盾した行い〉〈重複した残酷さ〉の証として解釈されている。

昨年ヨークで発行されたチャールズ・スティール

の妻に宛てた手紙（投函はされぬ一種の日記。原本は遺族が保持）にコレラ事件当日及び前日の様子の記載があることがわかった。ロンドンの会計士であった21歳の若者スティールは招集され、新婚3日後にシンガポールに出征して、俘虜となる。彼の手紙は会計箱に隠され奇跡的に保存されていた。夫妻の死亡後、子供らが手紙を発見した（夫婦は捕虜経験を子供に話さなかった）。プリムローズの「等身大」の様子である²⁶⁾。

154キロ収容所（キンサイヨーク収容所から5キロはなれた箇所）43年6月

僕の大事な奥さん、こんなに疲れきったと思った日はないよ……恐れていたコレラがキンサイヨークで始まった。ここに届かないように神様に祈るよ。……例の「気狂い隊長」が収容所の担当で、僕らにそれなりの小グループの管理をすることを許可した。空軍のメイジャー・ロバートが上官で、アーガイルのプリムローズが副官、ナイト特務曹長がRSM（連隊軍曹）。

僕はプリムローズの横で寝ている、君にあわせたい人だよ。彼はすごいひとでね、6フィート6インチ（約2m）はあるし、身体がすごくしっかり肩幅も広いのに、かんべき「ベイビー・フェイス」なんだ。ロンドンに住んで、将校になる前はロンドン・スコットランド部隊の軍曹だったそうだ。ほかのアーガイルの将校と同じで、彼も本当に偉ぶらないコロニアル風の態度（オーストラリアのこと——中尾）を一兵士にもとるんだ。彼が将校だなんて誰も気がつかないほどだろう。マレヤで立派に戦って、ヘルメットに2度銃弾が突き抜けたんだって。ニップス（日本軍——中尾）の斥候ととっくみあい

6月24日

最悪のことが起こった。昨日ニップスが愚か響きあう声：オーラル・ヒストリーの可能性（中尾） 23

もいいとこ、キンサイヨクから一団の男たちを連れてきた。今日、一人の男がコレラで死にかけていた。日本人の将校は、このことをさいて、朝鮮人軍属にその男を撃てといったのだ。ロバート軍曹と、プリムローズ少尉はものすごく反対したんだ(objected violently), コリアンズは男に狙いを定めた。するとプリムローズはコリアンからライフルをとりあげて、彼がそれならむしろ自分で仲間を撃つといったんだ、なぜなら日本人とコリアンが感染を恐れてその男に近づこうとしないからだ。日本人とコリアンズは、マスクをつけてはいたけれど、恐れて震えていた。コレラは世界中で一番早く死を招く恐ろしい病気だ。プリムローズ少尉は抗議の意味をこめて撃ったんだ(shot him under protest)。

多くの男がキンサイヨクで死んでいる。僕の横の横に寝ていた連隊の射撃手も夜9時には元気だったが朝の3時には死んでいた。地面と水が汚染されるのをおそれてこれらの男を埋めることができない。みんな焼かなくてはならないんだが、難しい、IJA(日本帝国軍)が目的にただけの灯油をくれないからだ。どうもあまり様子はよくないよ、いとしい君。次に死ぬのは誰だろう、この危機を誰が乗り越えるんだろうとおもう。(中尾訳)

いわゆるマスクが西洋の習慣になく、コレラは空気感染ではないため、異様な様子として描写され、また期日や場所がA将校の口述とも一致し、まさにリアリティのある記述である。

2 口述の記録

冒頭に記したA将校の記録を参照すると、スティールの記録との間に一致と齟齬がみられる。俘虜側の将校が同行していたのは彼らが俘虜側責任者だったゆえであろう。プリムローズは印象に残る人物だったとみえ、その勇猛果敢さ・磊落さは、軍隊の仲間の他の口述の中でもしばしば証言されている²⁷⁾。なお、患者の射撃部位が伝聞では眉間、毛布をかぶせた、心臓などとされているが、A将校の口述では、「樹の後ろに行き」であり、Ⅲ章でみる

軍法会議の記録と一致し、目撃談の正確さを裏づける。

Ⅲ 軍法会議の記録と口述・回想録との相対化

1 公文書「軍法会議」

最後に、タイに残る軍法会議の記録をみて、全体を相互にコンテクスト化するとしよう。(以下中尾訳。内容をわかりやすくするために、あえて現代語に近く訳した)

「(前略)43年6月24日、藤井はこの地点でコレラ患者の症例が出たという報告を受けた。彼は同日その場にやってきて、ジェフ・「ERUVITSU」なる初年兵の捕虜がコレラに罹患しテントの中のベッドにいるのを見出した。彼(患者)の顔は土気色になり、頬はコケ落ち、彼の目は閉じられ、話すのが困難であった。彼は死の間際にいると思われた。捕虜監視官クレカワ兵官軍属の任務は他の3名と共にこの分署における疫病をくいとめることであったが、適切な方法をとることにおいて遅かった。藤井は彼らに命令をする権威(authority)がなかったにも関わらず、軍属の指揮をとり上官将校としてこの地域でとるべき措置をとるのが自分の義務と了解して、そうすることを決意した。このころにはすべての指揮下の人間は、遅延なく一定の期間内に仕事を完成せねばならず、鉄道建設は非常なる進展を遂げていた。しかし、この時点において、1943年4月の終わりにかけてコレラが発生し、その猛威は非常なるものであったので、建設現場において2000の症例があり死亡率は6割となった。「KINSAIYOKU」の労働は停滞し、防疫の手段を最大限の力で講じないかぎり、結果は破局を迎えることは必須だった。

上記で述べたコレラの犠牲者は、その前日に、まだコレラに汚染されていない154キロ地点に、コレラに汚染された「キンサイヨク」から送られてきた。もしも生半可な対応がなされると疫病がこの地帯の軍にも広がり、建設作業が止まるであろうばかりか、(建設完成の)決められた期間が遅れ、来るべき軍事行動が滞ることも予想された。

154キロ地点では軍医は全くおらず、またもちろん医療品の供給はなかった。疫病に断固たる処置を

行い建設作業を計画どおり進めるためにも、藤井は、患者の残る命も保たれるべきだが、この場合は異例の措置をとることは避けられないと感じた。彼は11時半、クレカワ軍属にこの患者を近くのジャングルの中の離れたところに連れて行き、彼をただちに焼くようにと命じた。それから、もし患者がまだ存命で、軍属が彼が燃やされるときに彼の苦痛ををみるに堪えられないならば、患者を撃ち、それから焼くべしと付け加えた。藤井自身はそれから自分の持ち場に引き揚げ(withdraw)た。

この命令に応じて、クレカワは、弾をこめたピストルをとり、他の軍属とロバートと、プリムローズと共に出発した。患者が移された場所に到着すると、クレカワは二度ピストルを構えたが、以前に人を殺した経験もなく気を失わんばかりで、発砲するのをためらった。これをみて、ロバートは彼らが自分たちで撃つといい、クレカワは藤井の命令にもかかわらず、患者が軍属クレカワ自身によって撃たれなくてもよいだろうと感じた。彼は自分でこの行為をやることには絶望しピストルをプリムローズに渡した。

日本軍が患者が撃たれるべきだと命令したのだから、ロバートはこの決定を翻すのは非常に困難であろうと思い、またクレカワが撃つのをためらったので彼は患者の戦友(comrades in battle)の一人がそれを行うのが一番よいだろうと感じた。プリムローズはかくしてロバートによって説得されピストルをクレカワから取った。

プリムローズは担架の上に横たわった患者のところに歩いていき、銃口を彼の頭の後方10センチのところにかまえ、一発発射した。弾丸は彼の額を貫き彼は即死した。血が一すじ流れた以外は、身体的な反応はほとんど観察されなかった。

クレカワはその後、遺体を焼き、それから埋めたと述べている。死の原因を除いては、残る事実、3名の被告とクレカワ兵官と井沢ルイレッツの2名の証人の供述に基づくものだが、すでに十分証明されている。死因に関しては、しかし、あべのおかず大尉、かきうちようじ少尉、そして山辺十一准尉による、ジェフ・「エルヴィッツ(ERUVITSU)」は撃たれる以前にコレラですでに死亡していたという強固な信念により証拠不全とみなされ、被告はもち

ろんこの事実(撃つ前に患者は死んでいたこと——中尾)を知らなかったが、被告らは軍法第403条に基づき、無罪とされた。

署名：山田国太郎 major General, 裁判長・富永亀太郎、審判員・小川としあき
(名前が確実でないものは平仮名とした)

「即死した」といいながらすでに死亡していたと理屈づけ、殺人・殺人幫助を無効にした。種々の口述を比較すれば、「公」文書は、想定読者・上官を意識した種々の必要性に彩られている。関係者すべての者に責任がかぶらないようにという配慮、各々の立場の事由と心理、報告の受け手・読み手に「仕方が無い」と思わせる理由や心理の描写など。軍上層部に対し、作戦の守秘義務は守りつつ全体像の把握も要請している。俘虜収容所側に対する鉄道隊の越権行為を認めつつその場の必要性も語り、それぞれの法廷での証言・弁論の口述を反映している。

日本人少尉と朝鮮人軍属の関係も明白になる。日本人上官が命じ朝鮮人軍属が「直接の下手人」則ち実行者として俘虜に記憶されるケースはよくある。軍律裁判ではクレカワは(防疫の責任を問題にされているが)被告ではないが、BC級戦犯裁判ではよくみられる例だ。

軍法会議の記録は、スティールの手紙とは幾つかの点で食い違う。まず英人将校が、捕虜銃殺の決定に「必死で反対した」点が省かれている。プリムローズから話を聞いたスティールが同情して書き加えた可能性もあるが、東條に届いた風評の、〈殺さないでくれと嘆願〉があったことを思えば、英国人捕虜側責任者が嘆願したことはあり得る。

軍属が患者に近寄らない理由について、スティールは感染恐怖、軍律会議録は殺傷の不慣れに帰している。日本軍側が感染を恐れた点は、他の俘虜の記録や口述でも多く現れる。朝鮮人「軍属」たちは、当時日本人の一部として徴募され、2～3カ月の訓練を受けたのみで、銃殺経験はなく、不慣れだったので、実際は両者ともが理由と考えられる。

冒頭のA将校の目撃証言の中で、樹の側にいて(つまり後ろから)撃ったという点が、医師たちも証言する後頭部から撃たれたという点と一致する。伝聞は、心臓・眉間と部位が異なる。この点は、頭

蓋骨に残る日本軍の銃弾（タイメン鉄道センター所蔵、5名の遺骸が並べて埋められており、うち1つに日本軍の銃弾があった）の検討もまたれる。

さて、プリムローズが「責任者として同行」したのか、口述や記憶でA将校の言うように、「たまたまテントの病人を訪れていた」のか。これは再度確認が必要な部分である。コレラ患者を目撃した俘虜レオ・ローリングスの記録と絵画によると、日本人がコレラ患者を隔離して他者の接近を許さず、また病者は役に立たないので食糧が与えられないこともしばしばだったため、時おり軍医や戦友が、監視の目をぬすみコレラ患者の治療や見舞いに赴いた。プリムローズが、病人を隔離する場所にいたことが、周囲の者にそう理解されたと考えられる。これまでの「公文書」の傾向を考えると、この点については公文書のつじつまあわせという可能性も捨てきれない。ロバートとプリムローズの関係性はこれだけでは不明だが、ロバートが「上官」ならば彼がプリムローズに依頼したという可能性はある。

2 口述・噂・伝聞と「事実」

プリムローズの最後に居合わせた俘虜の友人からの聴き取りによれば、プリムローズは自殺したのではなく、新居のバルコニーから滑落したのだという²⁸⁾。自殺という噂が広まったのは、多くの人物が彼の射殺に関して感情移入したからだろう。もっとも、友達という証人の前でわざと足を滑らせたのか、という一抹の疑念は残りはする。戦友の怪我の苦しみを短くするための射殺は慣例にないわけではなかったが、軍人出身の俘虜と、民間人から兵隊になった者には意識の差異があり、民間人出身者はさらに、殺人の良心の呵責をプリムローズに読み込んだ傾向がある。この事件が共有され、また日本軍の残酷さとして記憶された文化的背景には、英国において病人、特に戦病人に対する手厚い保護と、敵味方を問わぬ看護が重要視され、病者保護の意識が強く固だからである。それに対し、日本では戦争の中では決戦治療、すなわち病者は見捨てるという思想に傾き病人に食物を与えなかった。これが残酷・非道という認知を強めた。

まとめ——オーラル・ヒストリー/ヒストリー——

1 口述から照射する文書記録：文書から照射する口述

口述記録と同様、公文書は、書く・記録する主体と、想定読者（それは軍隊においては、多くの場合、上官である）に対する意識が、文書を書き、文書に「空白」があることが確認される。「事実」にまつわって、構築されている、語り手の内在的な価値観や、あるいは文書に残る「事実」には、読み手や権力構造を意識したバイアスや、語り手の「視点」「解釈」が内在している。また、口述の報告のほうに、権威や文書を超えて、東條まで届いていたというのは、非常にまれなことではあるが、「文書」の手続きを経る以前に、口述のほうがスピードをもって感情とともに届いた例で、口頭レベルでのやりとりが歴史認識に必要であり、それゆえ口述記録が大切なことが感得される。

逆に、文書に照らすと、口述の一部の変形も観察される。トムプソンや松村のいう〈嘘の口述はない〉という視点から考察しよう²⁹⁾。俘虜の間でこれほど語られた「コレラ」患者事件だが、語り継がれ、その場にいなかった者も語る現象は、別個の位相では何を示しているだろうか。まず、既存の日本人の残酷像や「理解不能な民族 inscrutable race」という長年のイメージが、その背景に見てとれる。日本側の厳しい殴打や処分——やさしいかと思うと急に厳しい、基準がわからないと多くの捕虜が述べる——への納得のいかなさや、組織ややり方が非効率という観察にこの事件があて嵌まるからであろう。換言するなら、その「矛盾」がびたりとくるほど、俘虜らが日本人・朝鮮人軍属に対して抱いた不満・疑問が多かったのだといえる。さらに、これらの行いを強調し、そこに参与していたということを確認するための「神話」でもあるだろう³⁰⁾。その神話の中に、自分は確かに生きていたという感覚を確認したいという願いは、その俘虜時代が省みられず、体験を共有できる人が極少な場合、より強く共有され集合化される。

2 口述調査を交えることの特徴：聴き手の属性

文書のみを照合であれば分析は異なっただろう。口述内容が文書を相対化するだけではない。口述を聞くということは、生身の人間と対峙することだ。「伝聞として」ではあれ、現在も生存する俘虜、家族、民間人抑留者たち「生身の人間」の「なぜ日本兵はあのような振る舞いに出たのか」という強い問いかけが（その声と顔、表情は今も耳朶に響き目に浮かぶ）基盤にある。また大学の留学時代にスコットランド・イングランド・ウェールズの友人がいたことも、文書中の人物が生きた人間として立体化した素地だ。

また、子息の人間性・表情・語りを通して感じる、中村鎮雄の人格、息遣い、性格への評価も分析に関連する。私文書や公文書に残される中村の抑制された語り、正直さに対し信頼させるのだ。中村が子息に語った口述と照合するとき、裁判の口述記録が人格・声として聞こえ、彼がごまかしていないことが、認知の識域の限界とともに感知される。

もちろん単純にこの聞き取りを中性化はできない。生身の人間に触れているから、かえって同情心や共感が強くなる。さらに聞き取り手の国籍と立場、誰の立場に自分を置くか、が問題となる。スコットランド人のマコーミックは自らも抑留され、父親がマレーで抑留者として死亡したため、日本不信があり、スコットランド側の気持ちを想像する。マコーミックに、軍律裁判の解釈について話した際、(SEATICの資料の発見以前)藤井の責任追及のためにプリムローズも訴追されたが、裁判自体でも彼が同情をもって取り扱われることはほぼ自明の理という筆者の解釈を提示した³¹⁾。それに対し彼女は、中村らが藤井処罰のために裁判にプリムローズを巻き込むこと自体が残酷であり、彼が悩みストレスが募ったのが自殺の遠因ではないかと考えた³²⁾。

3 歴史的実践としてのオーラル・ヒストリーの必要性

そもそも、歴史学にとって「歴史叙述」はひとつのアイデアであろう。だが筆者は、コレラ事件の口述を通して「歴史叙述」や事実確認の精緻化を行うことを第一の目的としたのではなかった。食い違う人

間の思い、コンテキストに埋め込まれない点景、ある瞬間に、その場にいた者が（言葉のコミュニケーションが絶対的に不足した中で）目撃し、相互に抱いた強烈な感情のギャップを埋め、視野をつなげなかった。残酷性を帯びた民族という悪のイメージや、フラットキャラクターとして無機化され物質化された存在から、それぞれ事象にかかわった者を人間として甦らせ、当時苦しんだ人々が、相互に息吹を感じ理解につなげてほしい願いが基だ。オーラル・ヒストリーの重要さと特質についておわりに3つの点をあげておく。

第一に、それぞれの資料の照合から事件が浮かび上がるのみならず、それぞれの立場・文化をもつ人間の感情、思い、経緯や背景、考え方が絡み合っている事象が起こるということ、個人が主体であると同時にその交響曲的な関係性が、歴史を紡いでいくことが確認される。

第二に、未来に資料をのこす作業でもある。いくら聞き取りをして事象を追っても、すべてを見て取ることとはもちろん不可能だ。だが資料を残しておけば、将来の世代が判断基準とする資源が残る。

第三に、聞き取りを重ねるうちに、光がとおり、それぞれの人間が有機的な像を結び始める、その瞬間がもっとも貴重だし、文書中の事態が3D化していく。だが、それは関係者・体験者に直接接して、行事などに参与したりする折にアウラを感じる瞬間を共有しているからこそ、より現実化する。これは聞き手・聞かれ手だけが「いま・ここ」の瞬間に共有するもので、ベニヤミンのいうように、記録し複製技術として残るテープやメディア、書き起こしに完全に表出されるわけではない。その点で、口述記録は、やはり聞き手が現実体験者と「会う」ことを体験する、というのが本来は不可欠であり、口述記録の文書・テープだけを聞き分析するのは、また位相を異にする。ただ聞き取り経験と訓練が伴えば、それをもとに他者の聞き取り資料を利用することもできる。

第四に、オーラル・ヒストリーは、貴重な史資料の発掘と保存の機会でもある。資料を作った人間がいるうちに相対化できる/せねばならぬ、特権的な（それゆえに、〈関係者が死んだ安全な資料〉を

好むものには厄介な)方法だ。歴研の87年の特集と出版で、重要なポイントはほぼ出つくしていたにも関わらず、停滞した感のあるオーラル・ヒストリー。この20年間に、多くの人々、話をきける人々が亡くなったことは口惜しい。だが、今だからこそ語れることもある。声が失われてから「死んでいるから不明である」という位置に座すること自体が、実は一種の消極的な歴史的実践である。記憶と記録を残し未来に史資料を託す特権もあれば、歴史記録記述に関わる者が口述記録を行わないことで、意図的ではなくとも、史資料を「遺体」にし、記憶と記録を持つ人々を焼却・消去することもあるのだという自覚を促したい。歴史家が、「オーラル・ヒストリー」を実践し、記録を聞き取る、積極的な歴史的実践を行うことを強く願いつつ、筆をおくことにする。

- 1) 具体性とは、自身の経験を語る場合の詳細性の独特の強さ・色彩、また語り方の躊躇・悲哀や怒りの抑制・暴発・おびえ・目の硬さや遥けさ・手や仕草の表情、色や匂いの記憶の actuality をさす
- 2) 熊本のある地方局の方と、筆者が調査結果を論文で発表することの了解を得て参加した。番組内では、林博史が中村の裁判記録に言及し、内海愛子が俘虜問題を解説した。
- 3) 筆者は2004年3月、シンガポール、タイにて中村氏と同行し、聞き取りと参与観察を行った。調査先はチャンギー刑務所、日本人墓地(受難者慰霊碑)、連合軍墓地、タイメン鉄道センター、チャンギー博物館、帝国戦争博物館資料部、各国公文書館であった。エルヴィッジのものとされる、日本軍銃弾と頭蓋骨(R・ビーティー発掘)を見、法務死死者の墓(頭部は日本人墓地、遺骸はチャンギー刑務所の一面に埋葬)にて慰霊した。その他、日本で、BC級法務戦犯慰霊祭(高野山・東京)・鉄道隊の最後の記念祭に、英国にてビルマ戦線慰霊祭に参加し、聞き取りを行った。
- 4) 「泰緬鉄道建設に伴う俘虜使用状況調査」1947年、防衛庁図書館蔵。
- 5) 電報の英文には(j・g: junior grade) Navyと誤記され、被害者の名前がEre Bage Elvidgeの戦時の日本語風発音(R/L音とV/B音の平準化)でエレ・ページ(あるいはベイジ)と記され、カタカナ筆記を英人翻訳官がEre Bageと翻字したと思われる。
- 6) Jonathan Moffatt and Audrey Homes McCormick (eds.), *Moon Over Malaya, A Tale of Argylls and Marines*, 2002, Tempus Publishing

Ltd., p.201. 同書は、この事件がビルマ国境に近いコンコイタ収容所で9月に起こったとしている。俘虜は場所を知らされずしばしば移動させられ、事件の場所や時期を混同することはままある。

- 7) 山中春雄編、「永友吉忠とその家族、大竹家に捧ぐ」昭和62(1987)年、62-63頁。永友氏の遺族がまとめた聞き書きであり、永友氏自身の文章ではない。
- 8) 労務者の衛生意識の少なさは樽本も俘虜も多く記すが、樽本は日本側が与えた状況が原因と反省している。大英帝国における劣位の民族・階級が日本からも蔑視される例である。
- 9) 樽本重雄『ある戦犯の手記』現代史料出版、1999年、197頁。
- 10) 諸星、1999年の中尾による聞き取りより。コレラ患者(労務者・捕虜)が存命中に焼かれ、埋められた可能性については、ジャック・カプランの回想録 *Gor-bals to Jungle* (William Maclellan, 1960年、非売品) p.149、永瀬隆が発掘した労務者の遺体、レオ・ローリングスの絵画などからも推測できる。
- 11) 樽本前掲書、197-8頁。
- 12) 清水寥人『小説 泰緬鉄道』(毎日新聞社、1968年) 244-5頁。
- 13) 中村鎮雄「夢日記」昭和21(1966)年12月。
- 14) British National Archive (前Public Record Office) WO235/963 28S14. 多くの者が中村の模範的人格(exemplary character)を弁護したが、「彼はその模範的性格を十分使った様子はない」と、英国側は皮肉っぽく記し、3月に死刑を確定し、24時間以内に執行した。
- 15) 永井均「アジア太平洋戦争期の俘虜政策——陸軍中央と国際条規——」の注に「金原摘録」についての指摘がある(『戦争責任研究』第9号、1995年、39頁)。「摘録」の詳細については吉見義明「陸軍中央と「従軍慰安婦」政策」(『戦争責任研究』第1号、1993年) 4頁参照。金原節三が陸軍省医事課員・課長であった時期に、陸軍省局長会報・同課長会報・医務局会報(会同)の幹部発言を筆記した「陸軍省業務日誌」があり、彼が戦後抜粋したのが「摘録」である。防衛庁防衛研究所図書館蔵。原本は陸上自衛隊衛生学校所蔵、非公開。
- 16) 東條の人道意識については前掲永井論文及び拙論「戦争捕虜問題の比較文化的考察 上・中・下」(『戦争責任研究』22, 23, 26号、1998・99年)参照。
- 17) 1947年5月26日の日付。1942年の1月から1943年の12月に俘虜情報局にあった資料からの抜粋であると俘虜情報局長の中西氏が証言している。Defense Language Branch が翻訳し、国立公文書館蔵(4E

-13-昭49管内-1480)。

- 18) タイ及びシンガポールにおける中尾による聞き取り。
- 19) *The Burma Siam Railway: The Secret Diary of Dr. Robert Hardie* (The Trustees of the Imperial War Museum, 1983). 『ビルマタイ鉄道建設捕虜収容所 医療将校ロバート・ハーディ博士の日誌 1942-45』(河内賢隆・山口晃訳、而立書房、1993年)。
- 20) *The War Diaries of Weary Dunlop Java and the Burma-Thailand Railway 1942-1945* (ウェアリー・ダンロップの戦争日記) 508頁。俘虜収容所監督の赴任直後の訓示は「敵性白人」に抑圧的ないしは気負った激励文が多い。永友の演説(俘虜が鉄道においても死んでも余りかまわない、反抗せず喜んで働けという趣旨)は捕虜に悲憤慷慨と共に記憶された。吉川利治『泰緬鉄道——機密文書が明かすアジア太平洋戦争——』同文館出版、1994年、141頁。元の記録はLa Forte & Marcello, eds., *Building the Death Railway: The Ordeal of American POWs in Burma, 1942-1945*, Delaware: A Scholarly Resources Inc., 1993, p.117.
- 21) 俘虜収容所側は、命令指揮系統・権威が鉄道隊の下位にも関わらず処刑者が多かった。
- 22) 偕交社談話室にて中尾による聞き取り、2005年3月。
- 23) *The Burma Siam Railway*, 21 July, 1943.
- 24) Eric Lomax, *The Railway Man*, London, Jonathan Cape Ltd., 1995. 邦訳『泰緬鉄道——癒される時を求めて——』(喜多迅鷹・喜多映介訳、角川書店、1999年)。SEATIC 記録 Confidential S.A.T.I.C. South-East Asia Translation and Interrogation Cen-

- ter Bulletin Japanese Military Law Bulletin, No. 223, ITEM2038, (Index 6950) Case 3 にコレラ患者の件(10月13日)が、Case 5としてエリック・ローマックスらの裁判(11月22日)が記載されている。
- 25) Eric Lomax, *The Railway Man*, 1995, pp.148-9, 1943年10月の記録。
- 26) Brian Best, ed., *Secret Letters of the Railway: The Remarkable Record of Charles Steel—A Japanese POW*, Pen & Sword Military, South Yorkshire, 2004, pp.82-3.
- 27) Moffatt and McCormick (eds.), pp.40, 43, 47, 73, 87, 110-111, 135, 188, 194, 201, 233.
- 28) ガス・アンコーン(口述、2005年、中尾との面談)、ゴードン・スミス(メールでのやりとり)。
- 29) Paul Thompson, *The Voice from the Past*, Oxford University Press, Oxford, 1978. 邦訳『記憶から歴史へ——オーラル・ヒストリーの世界——』(酒井順子訳、青木書店、2003年)。松村高夫「特集 オーラル・ヒストリー」シンポジウムでの発言、『歴史学研究』1987年6月号(568号)、9頁。
- 30) Raphael Samuel and Paul Thompson, eds., *The Myth We Live By*, London and New York: Routledge, 1990.
- 31) プリムローズは釈放後、ティカル(当時のタイの貨幣)を与えられ、食糧を買うことを許された。
- 32) 2000年8月、筆者によるマコーミック自身の聞き取り後のメール。詳細は拙論「戦争・植民地にかかわるビジュアル・オーラル・ヒストリーの方法——附：シンガポール・マレーシアのアーカイブ紹介——」東京外国語大学『史資料ハブ 地域文化研究』Vol. 2, 2003年、31-49, 74-6頁。

——歴史学研究会入会手続——

歴史学研究会に入会を希望される方は、本会事務局まで申しこんでください。入会のしおりと振替用紙をお送りします。会費はA会費10700円(大会増刊号含む)、B会費8800円(会誌・月報のみ)です〔会期は毎年4月から翌年3月まで〕、海外会員はA会費11400円、B会費9400円(送料含む)です。

会費ご送金の際は、郵便振替・00120-1-177282をご利用ください。新規入会される方は、必ず、新規と書き添え、何月号からと明記してください。